

長久手市行政評価票（A票：事業評価票）

事業番号	71 -	事業名	予防接種事業	担当部課	福祉部健康推進課
------	------	-----	--------	------	----------

基本情報	総合計画	基本方針	3	人がいきいきとつながるまち	会計	1	一般会計
		分野別項目	12	生活習慣病を予防する保健サービスを充実する	款	4	衛生費
		施策の進め方	2	感染症予防の強化	項	1	保健衛生費
	まちづくり 行程表	フラッグ	-		目	2	予防費
		政策分類	-		大事業	4	予防接種事業
	その他(関係法令、要綱等)		予防接種法				
事業開始の背景、経緯等		法律に基づき、昭和34年から開始している。					

事業目的等	事業内容	(どのような事業なのか) 予防接種法に基づき感染症を予防し、住民の健康保持のため予防接種事業を実施する。					
	事業対象	(誰、何を対象にしているか) 市民の該当者					
	事業意図	(対象をどのような状態にしたいか) 予防接種により市民全体の免疫水準を維持するために、接種機会の安定的は確保と一定の接種率の確保を行う					
	事業を 構成する 事務事業	① 予防接種事業	現状維持	④			
	②			⑤			
	③			⑥			

コスト推移	項目	単位	区分	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
	事業費(A)	千円	予算			219,311	193,899	218,643
決算						194,123	198,833	207,979
人件費(B)	千円	決算			-	19,534	28,643	
総コスト(A)+(B)		千円	決算			-	218,367	236,622

成果推移	成果指標	単位	区分	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
	A MRワクチン接種率	%	目標	95以上	95以上	95以上	95以上	95以上
			実績	93.6	95.1	96.6	98.2	
	B		目標					
			実績					
	C		目標					
実績								
【指標の説明】(指標の設定根拠、数値目標の設定根拠など)								
A 国が示す目標値。								
B								
C								

環境変化	他市町での取組状況や事業を取り巻く環境変化	(他市町における同様の取組での特徴的な点、制度の変更、ニーズの変化、技術の変化など) 予防接種法に基づく定期接種は他市町も同様に実施している。
------	-----------------------	--

評価	目標達成状況	(成果指標等の目標に対する達成状況や進捗状況など) 平成27年度以降は成果指標は達成できている。
	事務事業全体を見た課題	(構成している事務事業それぞれの評価を踏まえ、全体的な課題を整理) 予防接種法改正に対する適正かつ円滑な事業運営。

今後	今後の方向性	(事業の成果を高めるための事務事業の方向性) 接種率を維持するべく保健活動の継続。
	中長期の目標	(いつごろまでに事業をどのような状態にしたいか) 接種率の目標達成。

# 長久手市行政評価票（B票：事務事業評価票）

		事業名		予防接種事業										
番号	①	事務事業名	予防接種事業		款	4	項	1	目	2	大事業	4	中事業	1
事務事業の期間	事務事業開始年度		昭和34年		終了（予定）年度	—								

## 1. 事務事業の目的

対象・手段	(誰、何に対し、何をどのように実施しているのか) 市民の該当者に予防接種事業を実施する。
意図	(対象をどのような状態にしたいか) 予防接種により市民全体の免疫水準を維持するために、接種機会の安定的は確保と一定の接種率の確保を行う。

## 2. コスト推移

項目	単位	区分	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
事業費	千円	予算 決算		219,311 194,123	193,899 198,833	218,643 207,979	218,711
<事業費の主な内訳（当該事業年度）>							
① 予防接種委託					195,552	千円	
②						千円	
③						千円	

## 3. 活動推移

活動指標	単位	区分	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
MRワクチン接種率	%	目標	95以上	95以上	95以上	95以上	95以上
		実績	93.6	95.1	96.6	98.2	
		目標					
		実績					
<備考：活動の概要（当該事業年度）>							
BCGIは保健センターでの集団接種だが、それ以外の予防接種については、かかりつけ医による個別接種で実施している。							

## 4. 事務事業を取り巻く環境変化

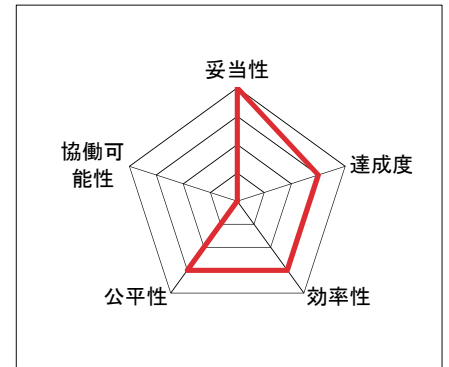
(制度の変更、ニーズの変化、技術の変化など) 予防接種法の改正により、定期接種が追加となると開始までの準備が必要となる。 平成28年度から65歳以上の高齢者肺炎球菌ワクチン定期対象者へも個別通知を開始した。
---

## 5. 前年度からの改善状況

<参考：前年度の事務事業評価のコメント>
※新規行政評価対象
(何をどのような状態に改善したのか) 高齢者肺炎球菌ワクチンについては、平成26年度から定期接種となり、経過措置として65歳以上の70～100歳の5歳刻みの年齢も対象となっていたが、平成30年度が経過措置最終年度となるため、接種忘れがないよう勧奨を行った。

## 6. 評価

項目	評価
妥当性	4
達成度	3
効率性	3
公平性	3
協働可能性	—



### 【アピールポイント】

(活動内容でアピールしたいこと、良かったことなど) 年度により法改正による追加ワクチンはあるものの大きな混乱なく、接種の遂行ができています。
---

### 【ウイークポイント】

(活動内容で失敗したこと、改善が必要なことなど) 国全体のワクチン不足が発生すると、市民への説明に苦慮することがある。平成26年度から愛知県広域予防接種が開始し、年々申請者が増加しており、それに対する事務量が增大している。
--

## 7. 今後の方向性

現状維持

### 【コメント】

(改善の方法、今後の具体的展開など) 今後も市民全体の免疫水準を維持するために、接種機会の安定的は確保と一定の接種率の確保ができるよう事業を遂行していく。
--